

U-1 ほっとさんイラスト利用の手引

臼杵市では、臼杵市観光PRキャラクター「ほっとさん」を利用した取り組みを行っています。

「ほっとさん」のイラストを加工品、農水産産品のパッケージやグッズなどにご利用いただけます。

ご利用につきましては、「臼杵市のキャラクター等使用申請書」を提出いただくようお願いいたします。

「ほっとさん」ご活用のメリット

◆親しみやすさ

企業の特性をキャラクターにすることで親しみやすさが湧き、世代・性別を問わずあらゆる層にPRできます。

◆知名度

多くのメディアにも取り上げられた「ほっとさん」の名前を使用することで、より多くの人たちに、あなたの会社をPRできます。

◆商品化による地域・企業活性

キャラクターの商品化を行うことで、地域経済の活性化を図ることができます。

※ 申請する前に必ずお読み下さい

この手引は、ほっとさんイラストを利用する皆さまが円滑に申請作業を行えるように作成した資料です。利用規程、様式及び様式の記載例もご確認のうえ、ご利用ください

※ この「利用の手引」は随時更新されます。申請前に必ず最新版をご利用・ご確認ください。

◇はじめに

【※重要※】

ほっとさんのイラスト等の利用には、「必ず」利用申請を行ってください。

申請書はホームページからダウンロードしてお使いください。

【下記に示す場合は利用申請が必要です】

(例)

- ほっとさんのイラストを利用した商品(食品を含む)を製作、販売する場合
- ほっとさんのイラストを利用したノベルティ/PRグッズなどを製作、配布する場合
- ほっとさんのイラストを利用した看板/ホームページなどを製作、掲示する場合
- 会議、学会、大会等の主催者がその会議等の告知物、記録物、無償配布物のみに「ほっとさん」を利用する場合

【下記に示す場合、利用申請は必要ありません】

【例】

- 臼杵市特集など雑誌掲載/TV番組等で利用する場合
(※特定の企業や商品の宣伝にはご利用いただけません)
- 個人で利用する場合
- 報道目的で利用する場合
- 学校の授業の課程で利用する場合

【申請手続き】

1、申請書類を提出

【提出物】

- 臼杵市のキャラクター等使用申請書
- 利用する物件（商品）の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- 企業、団体等の概要書（パンフ等） 個人の場合はプロフィール

2、使用承認審査

使用目的や内容を審査します。

- ※ 審査は「臼杵市のキャラクター等使用に関する規程」に基づき行います。
- ※ 審査結果が不承認の場合は「臼杵市のキャラクター等使用不承諾通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3、デザインデータの送信

使用承認審査で承認された企業・団体等にはご使用いただくイラストの画像データを送信いたします。同時に「臼杵市のキャラクター等使用許可書」を交付いたします。

- ※ ほっとさんのイラストは変更せずに利用してください。
- ※ 顔パーツは見切れないように使って下さい。
- ※ 特定商品情報以外もロゴや文字なども、顔・体にかからないようにしてください。

4、完成品の提出

完成品の写真(場合によっては完成品サンプル)を提出してください。

- 申請書に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または持参してください。
〒875-0041 大分県臼杵市大字臼杵100番2（臼杵市観光交流プラザ内）
臼杵市役所おもてなし観光課
TEL ; 0972-64-6080
受付時間 ; 平日8:30~17:15